

四日市市告示150号

四日市市観光おもてなし事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市観光おもてなし事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市観光おもてなし事業補助金交付要綱（平成30年四日市市告示第41号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 (略)(有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和11年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、この要綱は、なおその効力を有する。	附 則 (施行期日) 1 (略)(有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、この要綱は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(シティプロモーション部観光交流課)